

※対象期間、申請期限を延長しました

令和3年度大江町雇用調整助成金申請代行補助金 のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の申請費用について補助金を交付します。

☆補助対象者

以下の全てに該当する者

- ①町内に事業所を有し、令和3年4月1日～令和3年9月30日の間の従業員の休業について雇用調整助成金等の支給を受けようとする中小企業、小規模事業者等
- ②町税等を完納していること
- ③大江町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- ④町内の事業所分について、同一内容で他自治体から補助金を受給していないこと

※「中小企業、小規模事業者等」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者とし、個人事業主も含むものとします。

※令和2年度大江町雇用調整助成金申請代行補助金の交付を受けた事業者も申請できます。

※本社所在地が町外の場合でも申請可能ですが、支給額は町内の事業所に勤務している従業員数で按分したのになります。

☆補助金額

対象期間に係る分の社会保険労務士等へ支払う代行報酬等で、1事業所あたり補助上限額は40万円（千円未満切捨て）とします。

☆補助金申請期限 令和3年12月28日（火）まで

☆補助金申請

令和3年度大江町雇用調整助成金申請代行補助金交付申請書（兼実績報告書）に以下の書類を添えて提出してください。

- ①雇用調整助成金等に係る支給申請書の写し
- ②社会保険労務士等による申請代行に係る報酬等の領収書の写し
- ③直近の納税証明書（町外に住所を有する者の場合）

※申請書様式は町のホームページからダウンロードできます

☆問い合わせ先

〒990-1101 大江町大字左沢 882-1

大江町政策推進課商工振興係 TEL0237-62-2139 Fax0237-62-4736